

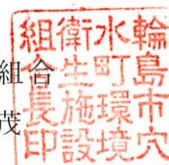


輪島市穴水町環境衛生施設組合告示第2号

輪島市穴水町環境衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例第3条の規定により、輪島・穴水クリーンセンター運転時間延長に伴う生活環境影響調査結果報告書等を、次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月31日

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 坂口 茂



記

- 1 縦覧の場所 輪島市穴水町環境衛生施設組合事務局
(輪島市門前町原1の15番地1) TEL 42-1112
- 2 縦覧期間 令和6年6月3日(月)から6月11日(火)まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
- 3 縦覧時間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時は除く。)
- 3 施設の名称 輪島・穴水クリーンセンター
- 4 施設の設置の場所 輪島市門前町原1の15番地1
- 5 施設の種類 ごみ焼却施設
- 6 施設において処理する一般廃棄物の種類 もえるごみ、し尿汚泥、リサイクル
センターからの可燃性残渣(令和7年度以降)
- 7 施設の能力 60t/日(60t/日×1炉)
- 8 実施した生活環境影響調査の項目 大気質・騒音・振動